## 事例2 (複数乗り組み、海中転落)

## 夜間、底びき網の揚網中、乗組員がいないことに気付いて捜索したものの発見できず死亡

概要:本船は、船長ほか1人が乗り組み、兵庫県明石市南方沖の浅瀬において、小型底びき 網漁の操業中、船長が、揚網していた漁具(張木)が上下反転した状態で上がってきた のを認め、正常に戻す作業をするために、平成 25 年 2 月 4 日 02 時 30 分ごろ、乗組 員(23歳)に船尾甲板へ行くよう指示した。

船長は、約5分後に船尾方を振り返ったところ、乗組員がいないことに気付き、付近 を捜索したものの発見することができず、10時30分ごろ明石港へ帰港した。

乗組員は、9日13時ごろ兵庫県淡路市富島港内の海岸に漂着しているところを発見 され、溺死と検案された。

## 本船(小型底びき網漁船)

総トン数:4.9トン

 $Lr \times B \times D: 11.40m \times 2.87m \times 0.82m$ 

進水年月:昭和63年4月

気象:雨、東の風、風速 6m/s 海象:西北西の潮流(明石海峡)

水温:9.2℃ (02時30分、明石)

乗組員:救命胴衣着用せず

乗組員は、ふだんはウエストポーチ型の作業用救命衣(膨張式)を着けていたが、 当時は雨が降っており、合羽を着るために外したものと思われる。

船長は、乗組員がいなくなったことに気付いて付近を捜索したものの、発見できず 約8時間後(10時30分ごろ)に帰港し、所属漁協の担当者へ事情を話して担当者 が約9時間後(11時40分ごろ)海上保安部へ電話連絡した。

本船には、漁業無線の設備があったが、船長はふだんから使用せず、乗組員がいな くなったことに気付いた後も使用しなかった。

船長は、携帯電話を所有していたが、乗船時には携行していなかった。 乗組員は、携帯電話を所有していなかった。

漁具図

操舵室に置かれていた 作業用救命衣



再発防止に向けて(事故防止策)

- ・降雨で自動膨張式の救命胴衣等を外す場合は、他の種類の救命胴衣等の適切な着用 を心掛けること。
- ・船長は、乗組員が落水したことに気付いた場合は、自身で捜索するだけでなく、 速やかに救助機関等に通報を行い、協力を得ること。
- 携帯電話を所持するなど、他船や陸上との連絡手段を確保しておくこと。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成 25(2013)年 10月 25日公表) http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2013/MA2013-10-12\_2013kb0025.pdf